

社会福祉法人 トーリケアネット

デイサービスセンター 晴海苑 運営規程

(指定地域密着型通所介護・指定認知症対応型通所介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人トーリケアネット設置する指定地域密着型通所介護兼認知症対応型通所介護事業所「晴海苑」(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という)及び指定認知症対応型通所介護事業(以下「認知症事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 : デイサービスセンター晴海苑

(2) 所在地 : 東京都中央区晴海 1-1-26

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名(従業者と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、他の従業者と協力して通所介護計画又は認知症対応型通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 看護職員（機能訓練指導員と兼務） 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- (4) 介護職員 4名以上（地域密着型2名以上・認知症対応型2名以上）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）を除き毎日とする。

- (2) 営業時間は、午前8時15分から午後18時00分までとする。

- (3) サービス提供時間は、午前8時30分から午後17時30分までとする。

ただし認知症対応型通所介護については、心身状態が重いことや単発的な家庭の諸事情等の理由により7時間以上8時間未満の利用が出来ない方の為に

サービス提供時間内で5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、8時間以上9時間未満のサービスも提供する。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、30人とする。（地域密着型18人 認知症型12人）

（介護の内容）

第7条 指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護の内容は、次の通りとする。

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

- ① 排泄の介助
- ② 移動、移乗の介助
- ③ その他必要な介助

- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ① 衣類着脱の介助
- ② 身体の清拭、洗髪、洗身
- ③ その他必要な入浴の介助

- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ① 準備、後始末の介助
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な食事の介助

(4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。

- ① レクリエーション
- ② グループワーク
- ③ 行事活動
- ④ 体操
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 休養、養護

(5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。

- ① 移動、移乗動作の介助
- ② 送迎

(6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談に及び助言を行う。

- ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
- ② 住宅改良に関する相談、助言
- ③ その他必要な相談、助言

(利用契約)

第8条 指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護の提供の開始に当たっては、予め利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約者の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合の額とする。

2 食費については、間食代を含め ¥750 とする。

3 おむつ代に関しては、該当利用者につき、実費を徴収する。

4 通常の地域を越えた場合の送迎に関わる交通費は1km毎に100円を徴収する。

5 その他介護支援サービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東京都中央区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者等は、指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 非常災害時に適切に対応する為、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させる為、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議を定期的開催し、その対策を協議、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の向上に努める。

(秘密の保持)

第15条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者にたいして秘匿する。

- 2 従業員は、業務上知り得たお客様又はその家族の秘密を保持しなければならない。
また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第16条 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護又は指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待等の禁止及び防止に関する取り組み)

第17条 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める行為等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (3) 食事を与えないこと
- (4) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (5) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (6) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること

- (7) 性的な嫌がらせをすること
- (8) 当該利用者を無視すること

2 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

3 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（介護事故発生時の対応及び防止等）

第18条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事故発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに、その改善策を講じると共に、従業員に周知徹底する。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対策の指針を策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

（ハラスメント対策）

第19条 事業者は高齢者に対してより良い介護を実現する為に、職場及び介護現場におけるハラスメント防止に努めなければならない。

- 2 事業者は利用者や家族等による当事業所や当事業所の職員に対してのハラスメント行為についても予防や解決に向けた取り組み等、ハラスメント防止対策に関する基本方針に沿い、必要な措置を講じるものとする。

（事業継続計画の策定）

第20条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

附 則 この規程は、平成19年5月1日より施行する
改定：平成21年4月1日（第6条 利用定員）
平成22年8月1日（第6条 利用定員）

平成26年3月29日（第5条 営業日及び営業時間）
平成27年3月31日（第5条 営業日及び営業時間）
平成30年1月1日（第6条 利用定員）
令和4年5月28日（第19条ハラスメント対策1,2項 追加）
令和5年6月20日（第17条虐待等の禁止から虐待等の禁止及び防止に
関する取り組みに名称変更名及び2,3項追加）
令和6年5月25日（感染症の予防及びまん延防止）第14条第4項の
追加
令和6年5月25日（事業継続計画の策定）を第20条に追加

訂正：平成22年11月1日 第3条（1）名称について、
デイサービスセンター晴海苑 と正式名称にした。